

平成24年9月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(ワ)第10049号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成24年8月22日

判 決

原 告

上記訴訟代理人弁護士

東京都千代田区三崎町二丁目12番10号

被 告

上記代表者代表取締役

荒 井 哲 朗

株式会社住まいと保険と資産管理

被 告

被 告

被 告

上記4名訴訟代理人弁護士

古 川 和 典

主 文

- 1 被告株式会社住まいと保険と資産管理及び被告^Aは、原告に対し、連帯して、1101万0500円及びこれに対する平成24年4月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告の被告株式会社住まいと保険と資産管理及び被告^Aに対するその余の請求並びに被告^B及び被告^Cに対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告に生じた費用の2分の1並びに被告株式会社住まいと保険と資産管理及び被告^Aに生じた費用を被告株

式会社住まいと保険と資産管理及び被告^Aの負担とし、原告に生じたその余の費用並びに被告^B及び被告^Cに生じた費用を原告の負担とする。

4 この判決の1項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して、1101万5000円及びこれに対する被告^Cは平成24年5月10日から、その余の被告らは平成24年4月15日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告らから元本保証を騙った詐欺まがいの投資商品への投資をさせられたなどと主張して、被告らに対し、民法709条、715条、会社法350条、429条1項に基づき、払込投資金等1001万5000円及び弁護士費用100万円の損害賠償を求める事案である。

1 前提事実

(1) 原告(〇〇年生)は、平成20年5月当時、過去に100万円程度の電力株を購入したことがあるほかは、投資取引の経験はなく、退職金等を原資とする3000万円程度の資産を有し、うち2000万円程度を保険商品として保有し、これを両親の介護費用と両親宅のリフォーム費用に充てることを予定していた。

(甲9、弁論の全趣旨)

(2) 平成20年5月当時、被告株式会社住まいと保険と資産管理(以下「被告会社」という。)は、資産管理等に関する相談業務等を営む株式会社(取締役会設置会社)であり、被告^A(以下「被告^A」という。)は、被告会社の代表取締役であり、被告^B(以下「被告^B」という。)及び被告^C(以下「被告^C」という。)は、いずれも被告会社の取締役で

あつた（被告^Cは、平成23年12月7日退任した。）。

平成20年5月当時、浜松ファイナンシャルプランナーズ事務所株式会社（以下「浜松事務所」という。）は、ファイナンシャルプランナー業務等を営む株式会社であり、^D（以下「^D」という。）は、浜松事務所の代表取締役であつた。

（弁論の全趣旨）

- (3) 原告は、保険の選択等の資産管理について^Dに相談していたところ、平成20年5月頃、^Dに対し、保有資産の一部を2年後には住宅のリフォームに用いる必要があるため、これを元本保証の商品で運用したい旨相談した。^Dは、同月15日、原告方を来訪し、原告に対し、100%元本保証であり、最低預金期間は2年であり、期間前の解約も可能である旨の記載のある文書（甲1）、1000万円を投資すれば年8%、1500万円を投資すれば年8.8%の配当がつく旨の配当一覧表（甲2）及び「2年の定期預金と同じ。2年後に使う予定のお金を確保。円ベースで8.8%（税引き前）の利回りが確定。」などと記載された文書（甲3）を交付し、「元本保証で1000万円であれば年8%の配当がつきます。シンガポールが国家破産しない限り大丈夫です。」などと告げ、また、これに申し込むための外国向送金依頼書に原告が記載すべき事項を赤字で記載したもの（甲4）を予め持参して、「マネージド・セイビングス社（Managed Savings Co., Ltd.）」（以下「マネージド・セイビングス」という。）が設定するファンド（以下「本件ファンド」という。）への投資を勧誘した。

（甲1ないし4、9、弁論の全趣旨）

- (4) 原告は、上記勧誘に応じ、平成20年5月23日、手数料1万0500円を負担して、シンガポールの United Overseas Bank Limited 本店のマネージド・セイビングス名義の口座に、1000万円を送金した。

（甲4、5、弁論の全趣旨）

- (5) その後、現在に至るまで、本件ファンドにつき、マネージド・セイビングスから原告に対するステートメント（残高証明）の発行や、配当及び投資金元本の返還は全くなされていない。

（甲7ないし9，弁論の全趣旨）

2 争点

- (1) 被告会社の不法行為責任（民法719条，709条）の成否

（原告の主張）

ア 前記前提事実(3)のとおり、^Dは、原告に対し、本件ファンドは元本保証であるなどと告げ、何らのリスク説明をすることなく、本件ファンドへの投資を勧誘したが、本件ファンドは、元本保証であるようなものではなく、未だに投資した金員の返還もされておらず、その理由も不明である。

^Dこのような^Dの勧誘方法は、虚偽の事実を告知し、何らのリスクをも告げずに投資をさせるなど正常な経済活動の埒外にあることは明らかであり、また、出資法1条にも違反するものであり、違法である。

イ 被告会社は、浜松事務所を「H I Aグループ支部」として統括し、その業務全般を指揮・指導し、顧客に勧誘すべき金融商品を選択し、勧誘させていたものであり、本件ファンドへの投資も被告会社がグループ会社の顧客らに勧誘する商品として選定し、勧誘資料を用意し、これを用いて勧誘させていたものであるから、法人として、共同不法行為責任を負う。

（被告らの主張）

被告会社が、浜松事務所の業務全般を指揮・指導し、顧客に勧誘すべき金融商品を選択していたことはない。浜松事務所は独立して活動しており、被告会社は、あくまでも、必要な範囲で浜松事務所をサポートしているにすぎない。被告会社と浜松事務所には一切の資本関係もなく、被告会社が浜松事務所の業務全般を指揮する権限はない。

被告会社は、浜松事務所からの依頼を受けて、本件ファンドに関する資

料（甲2）を浜松事務所にファクシミリで送信したものの、あくまで情報提供にとどまり、これを原告を含む特定の顧客に勧誘するよう指導したことはない。なお、勧誘資料（甲1）の作成に被告らは一切関与していない。

(2) 被告会社の使用者責任（民法715条）の成否

（原告の主張）

上記のとおり、被告会社は、浜松事務所の業務全般を指揮・統括しており、本件ファンドへの投資の勧誘も業務の執行としてされたのであるから、浜松事務所ないし^Dの不法行為につき使用者責任を負う。

（被告らの主張）

争う。

(3) 被告^A、被告^B及び被告^C（以下「被告取締役ら」という。）の責任（会社法429条1項）の成否

（原告の主張）

被告^Aは、被告会社の代表取締役としてその営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、あえてこれをせず、違法な勧誘を行わせたものであるから、その業務執行について任務懈怠があり、その任務懈怠に少なくとも重大な過失があったことは明らかであるから、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

被告^B及び被告^Cは、被告会社の取締役として、代表取締役である被告^Aの違法な業務執行を監視監督し、違法な営業をさせないようにすべき義務があったのにこれを怠ったのであるから、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

（被告らの主張）

争う。

(4) 損害

（原告の主張）

本件ファンドへの投資金は未だに返還されておらず、原告は、^Dの違法勧誘により、払込投資金等1001万5000円相当の損害を被った。また、本訴提起のための弁護士費用のうち、被告らの不法行為と相当因果関係を有する損害としては100万円が相当である。

(被告らの主張)

争う。本件ファンドは、解約送金が一時停止された状態にあるが、未だ解散しておらず、返金が将来にわたり一切行われぬ状態にあるわけではないから、原告に損害は発生しておらず、少なくとも、現時点で全く確定していない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (被告会社の不法行為責任の成否) について

(1) まず、原告は、^Dによる本件ファンドへの投資の勧誘が違法である旨主張するので検討する。

被告らがマネージド・セイビングス作成の説明資料として提出する乙2によれば、本件ファンドは、投資金の94.2%をAAA格付けのシンガポール国債で運用し、残りの5.8%を戦略的に運用するというものであって、仮にそのとおりであるとしても、投資リスクが全くないものではないこと、原告が1000万円をマネージド・セイビングス名義の口座に送金した後、現在に至るまで、本件ファンドにつき、マネージド・セイビングスから原告に対するステートメント(残高証明)の発行や、配当及び投資金元本の返還が全くなされていないこと(前記前提事実(5))、本件ファンドは、平成21年1月に解約送金の一時停止の状態となり、原告以外にも、本件ファンドに投資したものの、配当や投資金元本の返還を受けていない者が少なからず存在すること(甲8、乙1の1ないし5)にも照らせば、本件ファンドは、投資金元本の全部又は一部を喪失してしまうおそれがあるものと推認できる。

こうした商品への投資を勧誘するに当たって、被告^Dは、さしたる投資経験がなく、退職金等を原資とする保有資産3000万円程度を有していたにすぎない原告から、保有資産の一部を2年後には住宅のリフォームに用いる必要があるため、これを元本保証の商品で運用したいとの相談を受け、原告に対し、資料(甲1ないし3)を交付し、本件ファンドが2年の定期預金と同じようなもので、100%元本保証であり、1000万円を投資すれば年8%の配当がされるなどと説明し(前記前提事実(3))、原告にその旨信用させ、他方、元本を喪失するおそれについては全く説明せず、その結果、原告に上記保有資産のうち1000万円を投資させたものであり(甲9、弁論の全趣旨)、その勧誘は、出資法1条に違反するばかりか、金融商品の販売等に関する法律が規定する断定的判断の提供の禁止、重要事実の不告知、適合性原則に照らしても、社会的な相当性を著しく欠く行為であって、違法性を有するものと評価できる。

したがって、被告^Dは、民法709条の不法行為責任を負うというべきである。

(2) 原告は、被告会社も、被告^Dによる本件ファンドの勧誘につき、共同不法行為責任を負うべきである旨主張するので検討する。

証拠(甲2, 6ないし8, 乙1の1ないし5, 乙6)及び弁論の全趣旨によれば、浜松事務所は、被告会社が主宰する「HIAグループ」の静岡支部として、被告会社の総合的なサポートの下、原告を含む顧客に対するファイナンシャルプランナー業務を行っていたこと、被告会社は、本件ファンドに関する情報収集を行い、自らも本件ファンドへの投資の勧誘を行うとともに、平成20年5月12日、浜松事務所に対し、本件ファンドの勧誘資料(甲2)をファクシミリで送信し、同資料には、本件ファンドにつき1000万円を投資した場合は年8%の配当が見込めることなどが記載されていること、被告会社は、被告会社の勧誘により本件ファンドに投資したものの、マネー

ジド・セイビングスから配当や投資金元本の返還を受けられなかった顧客に対しては、マネージド・セイビングスに対する訴訟提起手続の案内を行っていることがそれぞれ認められる。

上記事実に加え、被告会社が、本件ファンドの勧誘に当たり、そのリスク面をも含めて説明するよう浜松事務所ないし^D●●●●に対して注意喚起をしていたことが何らうかがわれないことを併せ考えれば、被告会社は、^D●●●●が上記のとおり違法な勧誘行為を行うことを知りながら、これを容認、助長していたことが認められるから、本件ファンドの勧誘による損害については、^D●●●●と共に不法行為責任を負うというべきである。

被告らは、被告会社と浜松事務所との間には一切の資本関係はない、被告会社が浜松事務所ないし^D●●●●の業務執行を指揮・指導する関係にはない、被告会社が浜松事務所に対し本件ファンドの勧誘を指導したことはない、被告会社及び被告^A●●●●は、被告^A●●●●の妻や被告会社の顧客が本件ファンドに投資した資金が、2年後に運用益を付して返還されたことなどから、本件ファンドが信頼できるファンドであると認識していたなどと主張するが、いずれも上記判断を左右するに足りない。

2 争点(3) (被告取締役らの責任の成否) について

(1) 被告^A●●●●の責任について

被告^A●●●●は、被告会社の代表取締役としてその営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、あえてこれをせず、上記のとおり、^D●●●●による違法な本件ファンドの勧誘行為を容認、助長したものであるから、その業務執行について任務を怠るもので、かつ、被告^A●●●●にはこの任務懈怠について少なくとも重大な過失があるというべきであり、この任務懈怠と原告の被った損害との間には因果関係が認められるのであるから、被告^A●●●●は、会社法429条1項に基づき、原告の被った損害に対する賠償責任を負う。

(2) 被告^B●●●●及び被告^C●●●●の責任について

被告^B及び被告^Cが、被告^Aの上記任務懈怠を知っていたか、あるいは知り得たことを基礎付ける具体的事実を認めるに足りる証拠はないから、上記被告らに、この点につき任務懈怠があったということとはできない。

3 争点(4) (損害) について

前記前提事実(3)(4)によれば、原告は、違法な本件ファンドの取引によって、払込投資金1000万円及び送金手数料1万0500円相当額の損失を被っており、これに本件に顕れた一切の事情を考慮すると、原告が被った損害は、上記合計1001万0500円及び弁護士費用100万円の合計1101万0500円であると認められる。

被告らは、本件ファンドは、未だ解散しておらず、返金が将来にわたり一切行われない状態にあるわけではないから、原告に損害は発生しておらず、少なくとも、現時点で全く確定していない旨主張するが、原告の損害は、違法な勧誘行為により本件ファンドに投資させられた時点で発生しているというべきであり、返金があった場合は、これを損益相殺の対象として控除することの可否が問題となるにすぎないから、被告らの上記主張は採用することができない。

第4 結論

以上によれば、原告の被告会社及び被告^Aに対する請求は、主文掲記の限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却し、被告^B及び被告^Cに対する請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴法61条、64条ただし書、65条1項を、仮執行宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第26部

裁判官 川 崎 聡 子

これは正本である。

平成 24 年 9 月 26 日

東京地方裁判所民事第 26 部

裁判所書記官

河津

